

No.	評価対象施策名	所管部局
1	新経済戦略による「新グリーン経済」の構築	商工観光部

● 施策評価の実施（第2回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

（所管部局から資料「施策評価・進捗管理調書」に基づき説明）

委員長 PLANの部分に関して、御意見などは無いでしょうか。

委員 特段の意見はありません。

委員長 4年程度掛けて新グリーン経済を構築できればということでしょうか。

所管部局 平成25年度からスタートした京丹後市新経済戦略では、100のプランを掲げており、その多くは現実的にできてきています。

また、京丹後市新経済戦略推進会議を年2回ほど開催し、そこで、前年度の反省とこれから取り組むべきこと、更に来年は何をすべきかという辺りの議論をしていただいております。その議論の中で、集中的に取り組むべきことについて意見をいただいております。

所管部局 新経済戦略実行調書というものを作っており、京丹後市新経済戦略に掲げる100のプラン全てについて、新経済戦略推進会議の中で進捗管理をしています。

委員長 着手したとか、完了したという形で見えていくのでしょうか。

所管部局 平成24年度以前に行っていたとか、平成25年度に着手したというような形で進捗管理を行っています。

委員長 施策の目的や施策方針で、もう少し新グリーン経済が目指しているところのイメージが伝わればありがたいと思います。

所管部局 第1次の総合計画は、ものすごい文章量でしたが、第2次総合計画については、市民に見やすくするため、シンプルな表現で策定しています。

そのため、施策の目的や施策方針については調書に記載のとおりシンプルな内容となっています。

委員長 次にDOの部分、「2. 行政の主な取組と構成事務事業一覧」について、順番に見ていきたいと思っております。

「① 市内企業等の経営安定と再生支援」について、御意見などがあればお願いします。

委員長 施策貢献度を「S」と施策に対する貢献度が非常に高いと評価されているにも関わらず、今後の方向性で「終了・廃止」とされている事務事業がありますが、これはどういった考え方によるものでしょうか。

施策の貢献度に関係無く、一定の役割を果たしたということで、「終了・廃止」になっているのでしょうか。

所管部局 雇用調整助成金制度という厚生労働省の制度があります。

平成24年度から平成25年度の2年を掛けて、雇用調整助成金の適用条件が段階的に厳しくなりました。

そうすると、この制度に適用できる企業が市内に無くなってきます。

1番の「あんしん雇用環境づくり事業」は、この厚生労働省の制度に上乘せする助成金になりますが、厚生労働省の制度を使う企業が無くなってきたから、市の制度も使わなくなり、役割を終えたということで、「終了・廃止」としています。

委員長 5番の「ブランドビジネス支援事業」についてもお願いします。

所管部局 京丹後の良いものをインターネット上で販売していこうということで、自治体運営型通信販売サイトに参加しました。

しかし、このサイトにおける売上げが非常に低迷する状況の中では、これ以上投資してもなかなか成果にはつながらないということで、平成26年度にここから脱退し、終了したということで、「終了・廃止」としています。

委員長 2,128千円の決算額となっていていいですが、売上げは、出品業者の収入となり、京丹後s gという枠を作るために、これだけの費用が掛かったということでしょうか。

所管部局 はい。

委員長 参考までに、どの程度の売上げがあったのかを教えてくださいませんか。

所管部局 大体月に5万円程度の売上げでした。

委員長 京丹後市は、どちらかと言えば、後発組として参加されたと思いますので、参加する際にこのサイトの評判の情報は無かったのでしょうか。

所管部局 本市が脱退した時期には、ほかにもいくつかの自治体がまとめて脱退されており、本市が参加した当時、30あった参加自治体について、現在は、1

0程度になっていると思います。

委員長 もし、今でも参加されているようであれば、止めたほうが良いという指摘をしていたと思いますので、成果になかなかつながらないと判断され、撤退されたことについては、機敏で良かったと思います。

枠組みがうまくいっていないというような報道も一方ではあったと思います。

参加する時点で、もう少し慎重な判断は難しかったのでしょうか。

所管部局 このサイトがスタートした際には、全国の自治体も新しい流れということで飛びついて参加されたという経過があります。

委員長 そもそも参加しなければ、2, 128千円のお金が浮いたのではないかという問題意識があったので、問題提起という形で発言させていただきました。

次に13番の「織物合理化設備導入支援事業補助金」について、お願いします。

所管部局 この事業は3年間の事業期間としていましたが、平成26年度をもって3年目を終えたということで終了したということです。

これは、織物の織機<sup>しよつき</sup>であるダイレクトジャガーコントローラ装置が、3.5インチフロッピーディスク仕様だったのですが、現在は、3.5インチフロッピーディスク自体が生産中止となっています。

そのため、USBが使えるようなシステムに切り替えていただく設備投資に関わる補助金ということで、3年間の事業期間を終え、終了したということです。

委員長 希望される事業者のところには行き届いたということでしょうか。

所管部局 一定、行き届いたとは考えていますが、できていないところはまだまだあります。

その辺りの対応が必要ということで、現在、いろいろと試行錯誤しています。

委員長 各企業がダイレクトジャガーコントローラ装置を切り替えることに対して、市が補助を行う正当性はあるのでしょうか。

所管部局 織物産地である本市において、もし織物が無くなってしまうと産地ではなくなること、また、丹後ちりめんという名前が通った地域ですので、伝統的

産業の火種は残していきたいということで、織機<sup>しよつき</sup>についてはしっかりと維持をしていただきたいという狙いがあります。

委員長 ほかに御意見、御質問等があればお願いします。

委員 16番の「地域消費喚起・生活支援型交付金事業」について、事業内容欄にプレミアム付き商品券発行とあります。

プレミアム付き商品券に発行は、消費喚起ではなく、貯蓄に回っているのではないかと個人的には思っています。

ほかの市町村の商工会で1人50万円という高い金額を上限にプレミアム付き商品券が発売され、批判を受けているという新聞記事を見たことがありますし、全国的にも問題になっていたと思います。

京丹後市商工会では、3万円の額面の商品券を2万4千円で販売されていたと思いますが、1人で3万円も使う方がおられるのでしょうか。

本市でも1人の方がたくさん購入された事例はなかったのでしょうか。

委員長 商品券の使用期限はないのでしょうか。

委員 確か、平成27年10月末までとなっていたと思います。

委員長 期限があるのであれば、貯蓄にはつながらないのではないのでしょうか。

委員 プリペイドカードを購入すれば、期限が無くなりますので、貯蓄に回すことが可能となります。

また、1人が多額の商品券を購入され、自動車関係や工事代金として使ったとすれば、それは、消費喚起にはつながっていないような気がします。

所管部局 京丹後市では、額面3万円の商品券と額面千円の商品券の12枚綴りということで、3万円分を2万4千円で、1万2千円分を1万円で販売しました。

額面3万円のものについては、1人上限2枚まで、額面1万2千円分については、1人3セットまでと上限を決めて、そういうルールを決めて商工会に販売をしていただきました。

委員長 特定の方が商品券をたくさん持っておられるような事例があるのではないのか、運用面において、ルール通りできていない部分もあるのではないのかということかと思えます。

もし、そういった事例があるのであれば、この委員会で取り上げるべきテーマになるかと思われます。

委員 仕組みづくりの面で問題があるかと思います。

お金を持っている人はたくさんの商品券を購入できるので、その分メリットも大きくなることから、金持ち優遇策という声も聴くところです。

委員長 ただ、所管部局からの説明では、1人がたくさん購入できない仕組みになっているということでした。

1人あたりに販売する枚数の上限を設けているけれども、そのルールが守られていないのではないかという疑問を委員から出されて、所管部局としてはそのような事実は認識されていないという回答ということによろしいですね。

所管部局 この制度は、各自治体で独自の制度にすることができ、本市では、額面3万円のものについては、1人2枚まで、額面1万2千円分については、1人3セットまでに上限を設定していますし、プレミアム率も自治体の裁量で設定できます。

ただし、国からは3割を超える率はいかななものかと言われていました。

これらのルールは、全国の自治体がそれぞれで検討し、自由に設定しているところです。

京丹後市では、なぜ額面3万円の商品券を発行したかということについては、毎年、額面千円の11枚綴りの商品券を商工会が1万円で発行しています。

この場合、日用品の購入に使われることがほとんどと認識しています。

今回、国からは、新たな消費喚起を求められていました。

本市で、額面3万円の商品券を作った大きな理由としては、もう少し商品券があったら買うのにというもの、例えば、白物家電ですとか、テレビとか、買い替えはもう少し先にと考えていたものについても買ってもらえればと、新たな消費喚起を作る意味で3万円券を作っています。

委員長 ありがとうございます、良く分かりました。

ただ、委員からの御発言の趣旨としては、1人当たりの上限ルールについて、運用面で適切になされていない部分もあるのではないかという問題提起をされたと思います。

所管部局 商品券の販売時には、購入者の住所、氏名、連絡先電話番号を書いた紙と

引換えに商品券をお渡ししています。

委員 長 その紙を販売されたところが持っておられる訳ですね。

所管部局 商品券には番号を印刷していますので、誰が、どの番号からどの番号までの商品券を購入したかは、調べれば分かります。

また、お店側が換金される際に商品券を持ってこられるわけですが、その商品券がどこのお店から来たのかは全て分かります。

そのため、調べようと思えば、誰がどのお店で商品券を使われたのかという  
ことを調べることはできます。

委員 長 お店が持ってきた商品券の換金は始まっているのでしょうか。

所管部局 始まっています。

委員 長 お店から持ってこられた商品券のデータを見られて、特に大きな矛盾はないということでしょうか。

所管部局 現在は、データは挙がってきていませんので分かりません。

事業終了後に集計をしたものを見ることができると思います。

委員 長 所管部局からは委員から御指摘のあった内容は、無いはずだということですが、委員会としては、全国的に見ても問題が発生していますので、ルールどおりの実行がなされたかどうか、しっかりと点検をお願いしたいと思えます。

委員 3番の「京丹後ブランドチャレンジショップ運営事業補助金」など、いろいろな補助金や助成金があり、かなりのお金を支出しています。

補助金については、交付したら終わりということではなくて、例えば、売上げを伸ばす方策を市でも考えたり、コストダウンにつながることを考えたりと、交付後もそういったこともされておられるのでしょうか。

所管部局 例えば、8番の「商工業支援事業」について、企業から申請のあった事業を採択した後もその事業がうまく回るように、必要なサポートは、当然行っていきます。

また、事業終了後についても、例えば、新たな商品ができたということであれば、補助金の成果になりますので、この補助金でこういった商品ができましたというような形で、市でもその商品のPRを可能な範囲で行っています。

委員 補助金の目的としては、交付先団体を自立させ、自分たちで運営できるようにという思いがあるかと思いますが、受け取る側とすれば、補助金があるから大丈夫というような安易な考えを持たれていないのでしょうか。

所管部局 商工業支援事業の商工業支援補助金については、交付先団体において、自己負担しなければならない部分がありますので、それはありません。

委員長 一般論として、やや補助金依存のようなことになっていないかという御指摘かと思えます。

所管部局としては、市の政策目的にかなう部分だけ補助金を交付していて、その効果は測っているので、適正で問題無いという御見解かと思えます。

このことについて、委員会としては、常に自立される方向で政策展開していただきたいということを、外から見ていて思うというくらいで、一般論として考えているということです。

この辺りについて、所管部局の捉え方、事業者さんがどんなふうやっておられるかということについての情報などがあれば、お聴かせください。

所管部局 新しい取組、例えば新しい商品の開発がしたいという際に、なかなか自前だけでは、しづらいことがたくさんあると思えます。

特に京丹後市内の中小企業におかれては、新しいことをしたくてもなかなかその一歩が踏み出すための取組ができない、ところが、その一歩を踏み出さないと経営上どうしても詰まってくるという部分があります。

そのため、早い段階でその一歩を踏み出す努力をして欲しいということも補助金の目的として持っています。

一歩を踏み出すための補助金を使っていただく、当然、そのためには、自分でも負担をしてもらって使っていただくことが原則なので、そういう意味では、補助金があるから安易に取り組んでいこうという企業は無いと思っています。

委員長 この件については、委員会だけで整理したいと思います。

次に「② 市内企業の成長促進及び新産業の創出」に進みます。

ここの17番から41番までの事業について、御意見、御質問などがあればお願いします。

委員 今後の方向性が「終了・廃止」となっているものについてお尋ねしたいと

ということで、19番の「商工業振興プロモーション推進事業」と23番の「経済人材ネットワーク構築・強化事業」について、今後の方向性が「終了・廃止」となっています。

「商工業振興プロモーション推進事業」の決算附属資料の評価・課題欄には、松本重太郎翁のテレビ番組制作をきっかけに、関西圏との経済、企業交流や観光誘客の推進等につなげていく必要があるというようなことで、引き続きやっていこうというニュアンスのことが記載されています。

調書で記載されている「終了・廃止」というのは、テレビ番組を放送する事業は終了するが、これをきっかけにして関西圏との交流は進めていくという理解でよろしいでしょうか。

所管部局 「商工業振興プロモーション推進事業」の内容は、テレビ局と一緒に作って作った番組に要する経費負担で、この事業で制作した番組がテレビ放送されたので、この事業自体は終了したことになりますが、松本重太郎翁をつながりの一つとして、広げていくということは、今後の動きの中で出てくるかと思われまます。

ただし、20番の「地域資源活用ビジネス創出事業」については、平成27年度までの3年間を一区切りとした事業となっていることから、「終了・廃止」としています。

委員長 何か成果につながりそうでしょうか。

今年度は、何か動きがあるのでしょうか。

所管部局 慶應義塾大学が現地を把握する、それから地元の方との接点を増やしていくということを注力され、大体の計画づくりをして、こういった形で取り組んでいきたいと思いますということを1年目で仕上げました。

2年目には、地元の方が新たな組織を作られて、その組織と一緒に、3年目に向けての動きを行いました。

3年目には仕上げ、最後は地元の方が自主的に運営するような形でいきたいという流れで進めています。

委員長 委員からは、松本重太郎翁の取組について今後も生かして欲しいという趣旨の御発言だったかと思えます。

番組そのものをYouTubeに流すことは無理だと思いますが、「経済人



材ネットワーク構築・強化事業」で行ったシンポジウムでされた成果のようなものの中から一定のものをホームページに掲載するなどの形で活用することは難しいことでしょうか。

所管部局 ホームページなどはできていませんが、そういったことも当然、取り組んでいく必要があると考えています。

テレビ局との関係でなかなか使えるものはないと認識していますので、使えるものを作っていくたいという動きが、現在あります。

委員長 大きなお金が掛かっていますので、効果はどうだったのかが気になったのと、どうせなら1粒で何度でも生かしてくださいというのが、この委員会の立場として言うべきことですので発言しました。

委員長 それでは、「③ 企業誘致の推進」、「④ 新グリーン経済の構築」、「⑤ U・I ターンやマッチング促進、人材育成等による就業者数の拡大」、「上記の「行政の主な取組」への位置付けが困難な事業」について、御意見、御質問があればお願いします。

委員 42番の「42 企業立地促進事業」と43番の「工業団地維持管理事業」、44番の「企業立地支援事業」は、工業団地に関する事業かと思われませんが、今後の方向性が全て現状維持となっています。

今までどういった形で企業立地を進めてきておられて、これまでにやり方に問題は無かったのか、今までどおり進めていかれるという現状維持なのか、この現状維持という言葉の意味について教えてください。

所管部局 企業立地促進事業の中で、経費的に一番大きなものは、企業調査の委託費になろうかと思われま。

これについては、例えば全国の企業を対象に誘致可能な企業はどこかという辺りを、抽出して調査してもらうことをここ数年してきました。

お金がたくさんあれば、いろんなことができますが、予算には限りがありますので、業種限定で、例えば、今年は機械金属業、今年は食品加工業といった形で、企業調査を行っています。

予算の範囲内で調査結果を出していただき、そこで、例えば、設備投資をする余力がありますかとか、京丹後市を知っていますかという意向調査をしながら、脈のある企業を探して、そこに企業訪問を行って、実際にやり取り

をするというやり方をこれまで行ってきています。

常にその年の成果を検証しながら、翌年度はこうやろうという動きの中で、今、いろいろと試行錯誤をしている状況なので、去年と同じことを今年もやろうという訳ではありません。

いろいろなアイデアであったり、ノウハウであったり、いろいろなところからいただきながら、より前に動くような形で進めていこうという意味の現状維持ということになります。

所管部局 工業団地のことで御質問がありましたので、補足させていただきます。

平成16年度に京丹後市が誕生した際に、5つの工業団地がありました。

そのうち、峰山町の赤坂と久美浜町の谷の工業団地には、それぞれ1つずつ、合計2区画の空きがありました。

それが、平成18年までに2区画とも完売しました。

当時は、戦後最長のいざなぎ景気ということで、リーマンショックまでは、日本全国どこも景気が良い時期でした。

そういった中で、森本工業団地の造成を決め、平成20年3月に工事に着手し、平成22年11月に竣工したということで、まさにリーマンショックの真ただ中にオープンしたということになります。

リーマンショック後は、全国的に生産拠点が海外へ置かれているということもあり、苦戦をしている状況にあります。

そういった中、先ほど説明させていただいたとおり、いろいろと努力をしているところですが、施策評価調書の「6. 今後の施策展開と歳出抑制の考え方」の歳出抑制の考え方のNo. 3にも記載しているとおおり、区画の販売方法について、用地のリース制度の導入を検討して、進めていこうという流れにあります。

委員 47番の「高機能急速冷凍装置導入事業」について、導入可能性調査研究委託料として、約170万円が掛かっています。

商工会に委託して調査を実施するだけにしては、この170万円は高いような気がします。いかがでしょうか。

費用対効果などもより一層精査していただきたいと思いますが、この件について、所管部局の御意見をお聴かせください。

所管部局 メーカーが関東や近畿にあるということで、そちらに直接訪問して、調査したというところで、旅費に関わる経費については、結構掛かるのではないかなと思います。

製品に関しては、商工会がノウハウを持っているというよりは、製造業者などの業界の方の意見が非常に重要ということで、そういった知識を持たれている方に、調査をしていただいている部分があるので、必要最小限の経費ではないかと考えています。

委員 メーカーへの視察経費が20万5千円で、それ以外の部分で1,482千円とありますが、ニーズ調査と事例調査でこの件だけで、そこまで使うことはないだろうというのが率直な意見です。

委員長 次に46番の「京丹後型ワークスタイル創出事業」の成果と今後の展望について、御説明をお願いします。

所管部局 平成26年度の決算額として、決算附属資料には、セミナー開催やニーズ調査の経費として、38万9千円を挙げています。

その結果があったことにより、今年度に総務省のふるさとテレワーク推進のための地域実証事業に応募して、採択を受けました。

今年度の予算として総務省が用意したのが全体で約10億円の中で、国内では10地域が選定を受け、今年度取り組むことになっています。

委員長 そういった事業は、施策評価調書などの資料には挙がってこないのでしょうか。

所管部局 平成27年度の事業になりますので、来年度の資料に挙がってくるようになります。

また、テレワーク事業は、自治体ではなく、いくつかの団体とコンソーシアムを組んで、事業を行っているので、お金が直接市の会計には入ってこないため、資料には挙がってきません。

委員 森本工業団地を除いた工業団地における現在の空き区画の状況を教えてください。

所管部局 空き区画はありません。

委員 森本工業団地だけが残っているということですね。

所管部局 はい。

委員 思い切った優遇措置をしないと、森本工業団地への立地は難しいように思います。

もし、企業立地が難しいのであれば、別の用途で土地利用ができないかと思えます。

所管部局 何としても企業立地していきます。

委員 山陰近畿自動車道の大宮森本 I C 付近には、トイレ休憩や大型バスが休憩できるような場所ができるような話も聞いていますので、それと合わせて、工業団地一体に、日本一のバラ園などといった感じでできれば良いのではと思っています。

所管部局 全く考えていません。

委員長 内容についてはこれくらいにしたいと思います。

施策の進捗状況については、内部評価では予定どおり進んでいるということですし、これまでのやり取りの中でも、プロジェクト 100 で掲げられていることなども着々とされているということなので、この委員会としても予定どおり進んでいるという理解で良いのではないかと思います。

さらに言うと、新経済戦略でも進行管理をされていて、よろしいかと思いますが、進行管理に当たっては、プロジェクトそのものも必要に応じて増やしたり、減らしたりしながら機動的な対応をしてくださいと、当たり前のこととなりますが、それをお願いしたいと思います。

ほかの自治体の委員会で、ある計画の策定と進行管理をしています。

担当部署からは、着手したとか、80%実施したと挙げてこられますが、この取組メニューで本当に大丈夫かという視点のほうが大事かと思えます。

成果をしっかりと見ていく、教訓を読み取って機動的に組み替えていただくようなことをぜひお願いしたいというようなことも含めての予定どおりということにしたいと思います。

(所管部局退室)

委員長 全体の中で、聞きそびれたことや言いそびれたことなどがあればお願いします。

委員 「2. 行政の主な取組と構成事務事業一覧」の「⑤ U・Iターンやマッチング促進、人材育成等による就業者数の拡大」を構成する事務事業の今後の方向性について、後継者不足などの課題がある中では、「現状維持」ではなく、言葉だけでもと言えば語弊があるかもしれませんが、「拡大」という意気込みだけでも見せていただきたいと感じました。

委員長 地方創生の中でもU・Iターンや人材育成が非常に重要な中で、今後の方向性が「終了・廃止」と「現状維持」となっているが、もう少し何とかならないかということですね。

委員 新しいことに向かっていくことも大事ですが、もう少し、現状の部分、足場の地固めをしていかないとと思います。

委員長 ほかの委員から特に御異論が無ければ、そのとおりのので、意見として入れておけば良いと思います。

委員長 森本工業団地について御意見がありました。委員の視点から見ると必ずしもそうではないという御意見でしょうか。

委員 個人的な意見として言いました。

長年の課題となっていたこともありますし、道路ができるということで、本来であれば、その段階で立地がされているのが通常かと思います。

委員長 間もなく道路が通ろうとしているときにも、まだ企業立地がされていないということですね。

ここより京阪神に近い、京都府内のもっと立地条件が良さそうな工業団地でも、なかなか難しいと聞いていますので、森本工業団地も厳しい面があるのだろうと正直思います。

委員 確かに大変な事業だとは思いますが、この状態をずっと続けるのかと思う部分があります。

委員長 しかし、工業団地を市営のボタン園などへ転用しても難しい部分があるかと思います。

委員長 事務局として、確認しておきたい点があればお願いします。

事務局 京丹後s gについて、スタートする前にもう少し慎重な判断があっても良かったのではないかという意見について、どのように整理させていただきでしょうか。

委員長 一般的な考え方として、指摘したいと思います。

恐らく、参加された時点では、この枠組みに対する批判的な意見もあったと思われるので、そこで踏みとどまる選択肢のほうが望ましかったのではないかということ指摘に入れていただければと思います。

1年で止められたというのは素晴らしいということも入れてもらっても構いません。

事務局 プレミアム付き商品券に関する御意見については、その他の欄で整理させていただくということで良いでしょうか。

委員長 施策展開の部分でも良いと思います。

不正がなくしっかり実施できたかどうか、しっかりチェックして欲しいということを記載していただければと思います。

### ● 前回委員会評価対象施策の再評価及び評価のまとめ（第3回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

（所管部局から資料「委員会意見に対する所管部局補足説明・意見」に基づき説明）

委員長 所管部局から補足説明をいただいたとおり、「3 施策展開について」の(1)の「ただし、事業実施の検討の際に、自治体特選ストアサイトに関する賛否両論があったことから」の部分については、「自治体特選ストアサイト」ではなく「JAPAN s g」事業と書いたほうが良いということですね。

所管部局 そういう書き方をしていただくか、「SNSを使った」という表現も考えられます。

委員長 ただし、SNSを使った魅力のある枠組みについては、これからも出てくるかもしれませんので、「自治体特選ストア」を「JAPAN s g」に修正したら良いと思います。

また、指摘内容についても慎重な判断をお願いしたいという表現にすると判断が間違っていたようにも聞こえるので、より慎重に情報収集をしていただき判断をしていただければというつもりで、その表現の文案を事務局に御工夫いただきたいと思います。

この事業についてしつこく言いたいというより、政策一般について、なるべく情報収集をして施策を構築していただきたいという期待があります。

この件については、賛否両論の意見があったので、そこをしっかりと集めて判断をしていただきたかったというだけです。

続いて、(5)の高機能急速冷凍装置の調査研究に対する委員会からの意見について追加で説明がありましたらお願いします。

所管部局 前回の論点が、なぜ商工会なのか、商工会の委託料にしては、調査費用が高いのではないかというようなことだったと思います。

委託料の内訳ですが、製品調査と導入事例調査で1,000千円、利用ニーズ調査、旅費等で約481千円となっています。

前者につきましては、詳細な製品情報や導入事例の情報が必要であり、商工会がシンクタンクに再委託していただき、商工会に対する純粋な委託料は481千円になります。

これは、商工会さんは当然市内の事業者の情報を良く御存じなので、そういった辺りのニーズ調査を含めた形で、シンクタンクにお願いをするにしても丹後の特性を伝えながらの調査依頼になりますので、商工会さんを選び、商工会さんが正確な情報収集のためにシンクタンクに再委託されたというような事業になっています。

委員長 この件については、平たく言うと、やや商工会への団体補助的なニュアンスがあるのではないかという意見を言っていました。必ずしもそういう訳ではないという御説明をいただきました。

ただ、もう1つの論点ということで補足すると、そもそも民間事業者が全て使うものに対して、市が補助する必要性自体があったのかということがあります。

それと、今の御説明を踏まえても148万円というのは、この調査としてはやや高いのではないかという部分が私の感覚としてはあります。

シンクタンクに依頼すると100万位するのは分かりますが、結局、民間の方が全て消費されるものに対して、行政が100万円をまるまる補助したような部分もあり、それ自体が必要なのかという部分と、商工会の方で使われる48万にしてももう少し安くても良いのではないかと部分もあります。

総じて、この事業だけがダメだということではないのですが、「本事業を進めていくためには」という記述になっており、この事業の調査部分について

は終わったことという反論が所管部局からあるかと思いますが、「本事業のような調査事業を進めるに当たっては」と、今後に向けての意見になるような表現に修正することになるかと思います。

所管部局から何かあればお願いします。

所管部局 金額につきましては、シンクタンクに見積りを依頼していますし、商工会の経費についても見積りを取ってやっており、実績報告も含めて提出していただいていますのでこれだけ掛かっているのだなという部分です。

この事業の必要性ですが、京丹後市では、以前から新産業を創出しているという動きがあります。

丹後地域活性化推進会議という各産業団体の会議があり、その事務局を商工観光部で持っていますが、そこの一番の目標として新産業の創出ということがあり、島根県海士町の磁場エネルギーで細胞を振動させることで、細胞組織を壊すことなく凍結させることができるシステムを使った冷凍技術が当時から注目されていました。

同じように日本海側に面した京丹後市でもそういったことができるのではないかという辺りで、急速冷凍装置を使って新たな事業化が考えられないかということがずっと前からありました。

それを市がお金を出して、商工会に委託する理由としては、大きな港には大きな加工場が大体ありますが、本市にはそれがなく、食品産業にしても零細的な事業者ばかりです。

今回の調査の次に事業化を図るものは、地場産業振興センターに1台置いて供用してもらおうというものです。

自分たちで装置を持たない零細的な事業者に、自分たちの持っている商品を冷凍することでどうやって市場を開発できるか、商売の拡大ができるのかということを考えていただき、その先は当然、事業者が商売の拡大に向け、お金を投入するべきものだと思います。

ここは、例えば商工業支援制度もありますので、そういった辺りで手当をしていくというような大きな考えはあります。

民間事業者が買えば良いではないかという御意見はよく分かりますが、零細なところが多く、最初に機械を入れるというところまで動機付けがなかな



かできないというのが正直なところです。

今回、こういった調査を行い、事業化を進めていこうというところです。

委員 長 詳しい事情も教えていただきありがとうございます。

ただ、委員会の全体のトーンとしては、「民間が受益するものは基本的に自力でやってください」ということ「なるべく何でも切り詰めてください」ということになると思います。

ここの部分につきましても、今申したようなことになると思いますが、また今後のこのような調査をされる場合の考え方の一つとして受け止めていただけたらと思います。

#### ● 外部評価結果（案）の確認（第4回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

委員 長 「3 施策展開について」の（1）のブランドビジネス支援事業における J A P A N s g についてですが、この枠組みに京丹後市が参加する時点で、インターネット上などで賛否両論がたくさんあったと思います。

そういった中で、市としては、可能性を信じて参加するということもあったし、いろいろな意見があったことから参加しないという選択肢があったと思いますが、いろいろなことがあって参加されたということだと思います。

慎重にしたほうが良いのではないですかということは、言っておいても良いということで、指摘として記載しているというのが趣旨です。

決して、市が行ったことを全否定して、批判するという趣旨ではありません。

前回の委員会で所管部局からの説明を踏まえ、修正をしたということです。

この施策の外部評価結果（案）の修正について、これでよろしいでしょうか。

委員 長 では、この修正案のとおりということにしましょう。